

■交通事故傷害保険のあらまし

「黄色いワッペン」に付帯の交通事故傷害保険の概要は以下のとおりです。ご不明な点や詳しい内容につきましては、「お問い合わせ先【保険内容について】」(P.3)までご照会ください。

1. 被保険者（保険の適用を受ける人）

「黄色いワッペン」の交付を受けた小学校(学校法に定める盲学校、ろう学校および養護学校の小学部ならびにそれらに準ずる教育機関を含みます。)の新入1年生とします。
ただし、年度途中で海外から帰国して一学年に編入した児童は含めません。

2. 保険の対象となる事故

「黄色いワッペン」の交付を受けた被保険者（新小学一年生）が登下校中^{注1}に発生した交通事故^{注2}により死亡された場合、および後遺障害が残った場合が保険金お支払いの対象になります。

注1 登下校中とは……………

学校の授業・行事等のため学校または学校が指定する場所と被保険者(新小学一年生)の住所を合理的な経路および方法により往復している間をいいます。
なお、休み期間中については学校の登校指定日における登下校中に限ります。

注2 交通事故とは……………

- (1) 動いている自転車、自動車、電車などの交通乗用具と衝突したり、接触した事故。
- (2) 交通乗用具に搭乗している間に起きた事故および駅の構内で起きた事故。
- (3) 道路通行中に作業機械としてのみ使用されている工作用自動車（例：クレーン車・ブルドーザー等）の火災、爆発等による事故。

3. お支払いする保険金

死亡および後遺障害に対して、次のように保険金をお支払いします。

なお、後遺障害が残らないで治癒したようなケガに対しては、保険金をお支払いしません。

・死亡保険金

交通事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額^{注3}の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。

注3 死亡・後遺障害保険金額……………被保険者（新小学一年生）1名につき50万円とします。

・後遺障害保険金

交通事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

なお、これらの保険金は、いずれも健康保険、加害者からの賠償金、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付等に関係なくお支払いします。

4. 保険期間

「黄色いワッペン」の交付を受けた日（ただし、2025年4月1日以降）から2026年3月31日まで

※保険期間内に入学日がある場合は入学日より1年間の補償となります。

5. 証券番号 No. 8490792853

6. もし事故が起きたなら

- (1) ただちに、損害保険ジャパンの下記窓口にお電話でご連絡ください。

事故サポートセンター

0120-727-110（通話料無料）

- (2) 保険金の請求には、警察の事故証明ならびに、本人が被保険者（新小学一年生）であったこと、および登下校中であったことを証明する学校長の証明書が必要となります。これらを、損害保険ジャパン所定の保険金請求書、診断書などと併せてご提出ください。

7. 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

お問い合わせ先

【ワッペンの追加請求先】

ワッペンの追加請求は、追加請求票(P.4)をFAXでお送りください。
個人の方からの請求は受け付けておりません。

大日本印刷株式会社

黄色いワッペン贈呈事業 事務局

〒162-8620 東京都新宿区榎町7（4号棟3階）

TEL 03-6280-7682

FAX 03-5261-6149

【保険内容について】

損害保険ジャパン株式会社 金融法人第一部 営業第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 050-3808-4725

※自動音声アナウンスのあと「1」を押してください。

〈受付時間〉

平日：午前9時から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

【追加請求、保険内容以外について】

損害保険ジャパン株式会社

カルチャー変革推進部 サステナビリティ推進グループ

Eメール 10_kiiroiwappen@sompo-japan.co.jp

※Eメールでのお問い合わせをお願いいたします。